

保護者殿

系満市立高嶺中学校  
校長 親泊 正幸  
(公印省略)

### 感染症による出席停止について

学校保健安全法 19 条に定められているとおり、下記の学校感染症に罹患した場合は「出席停止」扱いとなります。主治医から感染のおそれがないと認められるまで(インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、下記の基準を満たすまで)は登校を見合わせてください。お子様に十分休養を与え、早期に治癒されることと、他の生徒への感染を防ぐための処置ですので、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

#### 出席停止となる主な学校感染症の種類

※法律改正により、令和 5 年 5 月 8 日より一部出席停止期間の基準が変わりました。

病名	出席停止期間の基準
1 インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで。
2 百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
3 麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで。
4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
5 風しん	発しんが消失するまで。
6 水痘	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで。
7 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
8 新型コロナウイルス感染症	<b>発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。</b>
9 その他の感染症(髄膜炎菌性髄膜炎、流行性角結膜炎、結核等)	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

○新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザについては、陰性証明や検査結果を証明する書類は必要ありません。

○感染が確認された場合はすぐに学校へご連絡ください。

○発熱やのどの痛み、咳等、普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養することが重要です。無理して登校せず、自宅での休養をお願いします。